

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷六十四第

行發日一月二年三十和昭

論叢

歐米に於ける日本學研究に就いて……………經濟學博士 本庄榮治郎
 支那農業の片影……………法學博士 財部靜治
 銀行機構に於ける通貨の創作……………經濟學博士 小島昌太郎
 統計教育論……………經濟學博士 蜷川虎三

時論

昭和十三年度の増稅……………經濟學博士 沙見三郎

講演

新興化學工業……………工學博士 喜多源逸

研究

生命保險事業に於ける投資の特性……………經濟學士 西藤雅夫
 企業結合と外部節約……………經濟學士 田杉競

說苑

一 追放學者の觀たるナチスの經濟理論……………經濟學士 中川與之助
 ヴァイナ一の國際貿易論研究……………經濟學士 松井清
 リカアドウの爲替論と購買力平價說……………經濟學士 有井治
 リーフマンの問屋制度論……………經濟學士 堀江英一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

昭和十三年度の増税

汐見三郎

第一 税制の根本的改革の中止と増税論の擡頭

我國財政の中心問題は經常財源の増加により國家財政の安全感を確保すると共に中央地方に通ずる税制の機構を根本的に改革するにある。結城財政は前年の通常議會即ち第七十回帝國議會に於て經常財源を確保する爲めに増税を斷行したのであつたが、中央地方に通ずる税制の根本的改革は之を後日に残す事としたのである。茲に第七十回帝國議會の臨時租税増徴法案外五件の委員會は衆議院に於て「臨時租税増徴法の適用を昭和十二年度に限定し政府は速に官民より成る權威ある調査會を設け中央地方を通ずる根本的税制改革を行ひ特に直接税、間接税の調整を圖るべし……」の附帶決議をなし、更に貴族院に於ても希望決議として「臨時租税増徴法の施行は昭和十二年度限り之を止め中央地方を通ずる税制改革案を次の通常議會に提出すべし……」と定めたのである。

結城財政に代りたる賀屋財政は帝國議會の附帶決議及び希望決議を尊重し税制調査會を設け中央地方に通ずる

税制の根本的改革を行ふ筈であつた。圖らずも北支事變が勃發し解散後の特別議會即ち第七十一回帝國議會に取りあへず北支事件特別税を提出し協賛をへたのであるが、北支事變が支那事變に擴大するに及び方針を變更するに至つた。即ち「中央地方を通ずる税制の改正に付ては政府に於ても之が實現を期し來りたるも今回の事變に因り我國財政經濟の諸事情は著しき變化を與へるに至りたるを以て斯る際に於て全般的税制改正を行ふことは慎重考慮を要すと認めらる」とし素志を翻して中央地方に通ずる税制の根本的改革を更に延期する事となつた。

思ふに結城財政の増税により經常財源の増加の目的が一應達せられた。残された問題は中央地方に通ずる税制の根本的改革を行ふ爲めに中央財政より地方財政へ多少持ち出さねばならず、それだけ中央財政に於て國税を増税する必要があつた。然し中央財政としては少しでも多くの經常收入を得たい時であり従て地方財政に經常收入を割愛する餘裕がなくなるのであり、茲に臨時地方財政補給金壹億圓は其まゝとして置いてそれ以上には地方財政を救済しない事となつた。茲に結城財政が最初に考へてゐた「地方税輕減のための増税」でなくなつて「國税増加の爲めの増税」となつたのである。

第二 一般會計に於ける税制整理

増税を行ふに際し機械的に税率を引上げる方法が最も多く用ひられるが、これは現行税制が完全なるものである事を前提とするのである。現行税制の凸凹が明らかである際に税率を引上げると負擔の不均衡を益々大ならしめるからである。茲に「租税收入の増減を圖るを主意とせずに従來懸案となり或は考究せられしものにして此

際に改正を行ふを適當とする事項につき各税にわたり部分的改正を試みる「事となつたのである。

第一に租税収入の増減を圖るを主意とせず第二は從來懸案となり或は考究せられしものにしてこの際に改正を行ふを適當とするといふ二つの條件を満たすものとして所得税と相續税と登録税と酒税とが擧げられてゐる事は昭和十二年十一月の本誌に於て説明した點である。

第一の條件は租税収入の増減をはかる事を主意としない事である。試みに昭和十三年度一般會計豫算案に示されてゐる租税収入を昭和十二年度のそれと比較して第一表を得たのである。總豫算の歳入經常部に掲げてある「租税」と「印紙收入の三分の二（登録税と印紙税との推定）」と「專賣局益金」（煙草消費税の推定）と歳入臨時部の「臨時利得税」とを合計して次の數字を得たのである。

第一表 昭和十二年度十三年度國稅收入豫算

(單位千圓)

	昭和十三年度	昭和十二年度		昭和十三年度	昭和十二年度
一、租	一、四三、四四	一、五〇、七三	砂糖消費税	一〇三、八九	九八、七四三
所得	五三六、六七	四九、五四	織物消費税	三五、七〇	四三、〇四〇
租	五、〇八五	五、七六〇	揮發油税	一六、五六	一四、九三
地	九二、四六六	七三、四七五	取引所税	三〇、二八	一九、三九九
營業	三三、二九	二九、一七六	有價證券移轉税	三、四四	四、六四
收益	二〇、六五四	一五、四五四	關	一七五、八五	一七九、三〇〇
税	三六、〇一五	三三、四七五	噸	三、〇〇八	二、九四八
相	八、七二	五、八五九	噸紙收入	六、〇〇〇	五、〇〇〇
續	二、七二四	二、七九三	(印紙税登録税)	二四、七六八	三三、九六八
業	三六、四九九	三五、二〇〇	三、專賣局益金	七、八三六	五、五三
税	四、九一七	四、一五九	四、臨時利得税	一、八三〇、〇六	一、〇〇一、三三
外			五、合		
貨			計		
債					
特					
別					
税					
酒					
清					
涼					
飲					
料					
税					

かくて昭和十三年度の國稅負擔は十八億千二百萬圓にして昭和十二年度の十六億百萬圓より二億千百萬圓を増してゐる。然し之は自然増收及び臨時租稅増徴法の平年化の結果であつて所得稅、相續稅、登録稅、酒稅の改正の結果は殆んど影響してゐないのである。即ち一般會計の稅制整理が昭和十三年度の國稅收入に影響する所は第二表の示す如くである。

第二表 稅制整理に伴ふ財政收入の増減

科 目	増△減額	科 目	増△減額
租 稅	三、〇八三、五〇四 ^円	相 續 稅	一二三、八三五 ^円
所 得 稅	二、九二九、四〇〇	印 紙 收 入	△三、一八〇、四九九
營 業 收 益 稅	二三、九三五	臨 時 利 得 稅	四〇〇
資 本 利 子 稅	六、三三四	差 引	△ 九六、五九五

第二表の示すが如く初年

度に於ては寧ろ減收を見るのであるが、次年度、平年度にては多少の増收を齎らすのである。

關 第二の條件たる從來懸案

となり或は考究せられたるものにして此の際に改正を行ふを適當とする事項であるがその程度を決定する事は頗る困難である。例へば第二種所得の綜合課稅の問題とか臨時利得稅の基準年度を改める問題とか酒稅の庫出稅の問題とかはどうしても全般的改正となりこの際に改正を行ふを不適當と考へたのである。

第三 臨時軍事費特別會計の財源と増稅

我財政は一般會計の外に多數の特別會計を有するのが特色である。一昨年までは特別會計の數が三十四であつ

たが、第七十回帝國議會に森林火災保險、絲價安定施設、漁船再保險の三特別會計が加はり、第七十一回帝國議會には金資金特別會計が加はり、第七十二回帝國議會に臨時軍事費特別會計が設けられ合計三十九の特別會計がある。従て我財政は、一般會計のみを以て論ずる事が出来ないのである。

此等三十九特別會計の中で金額の上に於ても性質の上に於ても最も重要なものは臨時軍事費特別會計であつて次の根據法規を有してゐる。

- 第一條 支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ會計ハ一般ノ歳入歳出ト區分シ事件ノ終局マデテ會計年度トシテ特別ニ之ヲ整理ス
- 第二條 一般會計ニ屬スル陸海軍省所管ノ北支事件費及大藏省所管ノ北支事件第一豫備金並ニ其ノ財源ニ充ツベキ歳入ハ之ヲ本會計ニ移シ整理ス

而して臨時軍事費豫算としては第七十二回帝國議會に二十億二千二百萬圓の經費が計上せられてゐるが、第七十一回帝國議會を通過したる一般會計に屬する經費の中で一部分を本會計に移すと第三表を得る事が出来る。

第三表 改算したる臨時軍事費特別會計

歳 入		歳 出	
第一款 軍 資 金	二、五元、八七九、四八四	第一款 臨時軍事費	二、五元、八七九、四八四
第一項 軍 資 金	二、五元、八七九、四八四	第一項 陸軍臨時軍事費	一、七五、八三三、〇四七
		第二項 海軍臨時軍事費	四四四、〇五九、三八一
		第三項 豫 備 費	三五〇、〇〇〇、〇〇〇

尙、臨時軍事費特別會計の會計年度は事件の終局までとなつてゐるから今後の歳入歳出は専ら追加豫算として要求せられる事となる。

昭和十三年度一般會計豫算は二十八億六千七百七十九萬圓に上り、昭和十二年の改算豫算（昭和十二年度豫算

に於て臨時軍事費特別會計に移し整理せらるべき歳入歳出を計上せざりし場合の歳入歳出金額を計算したるものより七千六百八十九萬圓少いのである。特に陸軍省費（經常部にて五千二百二萬圓減、臨時部にて一億千六百五十五萬圓減）海軍省費（經常部にて千九百四十二萬圓増、臨時部にて二千六百二萬圓減）が前年より少く我等の常識を裏切るのである。これは臨時軍事費特別會計に吸収せられてゐる経費が相當額に上る事を示すものである。以上は専ら歳出について論じたのであるが、臨時軍事費特別會計に移し整理せらるべき歳入として北支事件特別税がある。次の如き内容を有してゐる。

第四表 北支事件特別税豫算

一、所得特別税	昭和十二年度		昭和十三年度		計
	(イ) 第一種所得特別税	二七、五八〇	二二、四七七	四〇、〇五七	
(ロ) 第二種所得特別税	九、五五四	一一、六九〇	二一、二四四		
(ハ) 第三種所得特別税	一、〇七三	七六六	一、八三九		
二、臨時利得特別税	一六、九四三	—	一六、九四三		
(イ) 法人臨時利得特別税	五、六三三	四、九四九	一〇、五八二		
(ロ) 個人臨時利得特別税	四、〇四九	四、九四九	八、九九八		
三、利益配當特別税	一、五八三	—	一、五八三		
四、公債及社債利子特別税	三三、一九六	一五、四六四	四九、六六〇		
五、物品特別税	一、三六一	九〇七	二、二三八		
六、合計	八、七七七	一、三三〇	九、九九八		
	六、五八八	三四、九九九	一〇一、五五七		

即ち我國税と

しては一般會計に屬するもの外に臨時軍事費特別會計に屬する北支事件特別税を考へねばならぬ。従て増税を行ふ場合にも

一般會計に於て基本税法及び臨時租税増徴法を母體として増税しその増徴額を臨時軍事費特別會計に繰入れる方

法と、臨時軍事費特別會計に於て北支事件特別税を母體として行ふ方法との二つに分れるのである。臨時軍事費特別會計に於て増税を行ふ方法は政治的には極めて容易なる方法であるが、技術的に見て又長期抗戰に處する點から見ても一般會計に於て増税しその増徴額を臨時軍事費特別會計の財源として繰入れる方が優つてゐる。

新聞紙の傳ふる處を綜合するに收得税系統に於て二億圓を増し、流通税及消費税系統に於て一億圓を増すやうである。尤も北支事件特別税一億圓を含んだ話であり北支事件特別税は收得税系統九千萬圓であり、流通税消費税系統が千萬圓であるから之を差引いて計算すると、收得税系統も一億千萬圓、流通税消費税系統も九千萬圓となり、兩者は殆んど同額となるのである。表で示すと次の如くなる。

收得税系統	流通税消費税系統
(イ) 北支事件特別税の中利益配當特別税、公債及び社債利子特別税を存置す	(イ) 取引所取引税を増徴す
(ロ) 所得税については第一種と第三種とを増徴す	(ロ) 砂糖消費税を増徴す
(ハ) 法人資本税を増徴す	(ハ) 揮發油税を増徴す
(ニ) 臨時利得税は從來の基準年度昭和四、五、六年の他に更に昭和九、十、十一の基準年度を設く	(ニ) 北支事件特別税中の物品特別税を大擴張し酒類、マッチ等にも課税す
(ホ) 營業收益税については事件により悪影響を受けたる營業者に對しては之を輕減す	(ホ) 入場料税、住宅新築税、通行税等の新らしき系統を作る

以上新聞紙上を通じて公にせられたる要項を根據として批評をすゝめたいのである。

第四 増税に関する批判

我國現時の財政が經常財源を豊富にせなければならぬ事は何人も異論のない處であらう。その目標は經常費

は少くとも經常收入を以て支辨すべしといふ事である。従て經常收入増加の最低限は經常費増加の程度なりといふ事が出来る。何を經常費といひ何を經常收入といふかについては議論の分れる處であるが、筆者は最低限五億圓經常收入を増さねばならぬと信じてゐる。傳ふる處によると外地特別會計と企業特別會計とより約一億圓の繰入れを臨時軍事費特別會計に行ふやうである。金額はいさゝか小さきに失するやうであるが、繰入れなきよりは結構である。臨時的の繰入といはれてゐるが、願はくば經常的の繰入れとしたいものである。そうすると經常收入増加最低限五億圓が四億圓となつてくる。政府は三億圓内外の増税を見込んでゐるが自然増收その他を加へて四億圓となるかも知れないから先づ筆者の最低限の増税額には達するわけである。第一表に示した如く、我國の國税は十八億圓に上り國税と地方税とを合計すると二十四億圓となる。従つて三億圓の増税は八分の一の増税であり、四億圓の増税は六分の一の増税である。八分の一又は六分の一の増税は國民所得と我國の現状より見て最低限の増税である。決して最高^{オプティマム}限の増税ではない。況んや最高^{マクシマム}限の増税でない。

戦時増税を行ふにあたり單に増收をあげるといふ外に三つの目標を考へておく必要がある。一つは戦時に利益したる人に重く負擔せしめ、戦時に損失を受けた人に減税を行ふ事である。戦争は國民がその能力に應じ或は勞力或は財力により國家に奉仕する時であるからこの目標は特に重要である。第二は國民擧つて負擔すべき事である。即ち富めるも貧しきも例外なく國費の負擔にあたる事である。但し所謂大衆課税の批難を少くする必要がある。第三は經濟政策と歩調を合せる必要がある。蓋し戦時體制に於ては財政と經濟とが極めて密接なる關係を保つ必要があるから、經濟政策を裏切るが如き租税政策をとつてはならない。

先づ收得税系統について見る。臨時利得税に改正を加へ利益配當特別税を存置し營業收益税に減税を行つたのは恰も第一の目標に適合するものである。然し臨時利得税の基準年度を二重におく事は税法を複雑ならしめるものであつて、巧妙なる立法を必要とする。所得税の第二種を据置としたのは國債の消化をはかる目的に出でこの際已むを得ないかも知れぬが、時局の終了と共に更に改正を加へる必要がある。所得税の免税點の引下は第二の目標より當然行ふべきものであらう。戦時税として最も適當した財源は財産税であるが、我國では個人財産税がなきため法人資本税を増加する事となつた。

流通税消費税系統に於て揮發油税を増徴したのは燃料政策から出てゐる。北支事件特別税法中の物品特別税は所詮は一般取引税に發達し平常時財源としても非常時財源としても充分の意義を有すべきものであるから、その課税品目を擴張した事は過渡期の施設として當然である。酒類は多分庫出しの時に課税する事となり、清酒に於ては造石税と競合する事となる。然し初年度より増收を齎らす爲めには已むを得ない事であり、之を動機として清酒庫出税實現の氣運が醸成せられるかも知れない。通行税は三十キロ以下の三等に免税するから所謂大衆課税の批難は少くなる筈である。入場料税、住宅新築税は時節柄極めて適切とは考へられるが、入場料税は府縣稅雜種稅の觀覽税と關係し住宅新築税は府縣稅雜種稅の不動産取得税と關係してゐるから、その關係を明らかにする必要がある。尙住宅新築税が防空施設を阻害するとか住宅難を齎らすとか家賃を引上げるとか弊害を齎さない様にする必要がある。

要するに賀屋財政の提案せんとする昭和十三年度の増税は新聞紙の傳ふる處によれば金額に於て最低限であり

税目に於て無難のものである。但し基本税法の外に臨時租税増徴法あり、北支事件特別税の遺物があり、複雑を極め、税法の専門家に非ずんば之を理解し難く感ぜられるのは遺憾である。然し實際に議會に提案せらるゝ増税案なるものは此等の批難を消すに足るものと信じてゐる。尙地租、營業收益税、入場料税、住宅新築税等に關聯し臨時地方財政補給金を一億圓より一億二三千萬圓に増額すると傳へられてゐる。地方財政が困難を感ずるがままに補給金を増して行くといふ制度は感心したものでなく、筆者は夙にこの趨勢の來るべきを察し地方財政調整交付金制度を確立して以て中央地方に通ずる税制の根本的改革を主張してゐたのである。然し中央地方に通ずる税制の根本的改革を行はない立前として増税を斷行せんとせば次善の策として臨時地方財政補給金を増額するのも已むを得ない處である。

税制は他の社會制度と同じくイデオロギーに導かれて「作られる」よりも、寧ろ必要に應じて「出來上る」ものであつて、そこに税制の進歩が行はれるのを常とする。この意味に於て昭和十三年度の増税は蓋し已むを得ないものと信ずる。勿論、なるべく早い機會に中央地方に通ずる税制の根本的改革を行ひ、以て非常時立法の不備を補はねばならぬ。之筆者が昭和十三年度の増税を條件付に肯定する所以である。